

自家消費型太陽光発電設備導入支援事業に係る補助金応募申請に関する

質 問 ・ 回 答 書

令和6年5月24日

質 問 事 項	要領 別表1 審査項目について
質 問 内 容	「導入する太陽光発電設備1kWあたりの事業費 170千円/kW未満は補助対象外となる」とありますが、太陽光発電設備の容量は太陽光モジュールの公称最大出力合計値かPCSの定格出力合計値のどちらを用いればよいですか。
回 答	「太陽光発電設備1kWあたりの事業費」については、太陽電池モジュールの公称最大出力を用いてください。 (要綱様式第2号 事業計画書(5)(イ)参照)

質 問 事 項	要領様式第5号 審査項目に係る確認書 番号1について
質 問 内 容	設備の設置を検討している場所が急傾斜地崩壊危険区域・砂防指定地・地すべり防止区域全てに該当していない建物屋根と土地の両方へ同時に設置する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条第5項に規定する市町村が定める促進区域内に該当しますか。
回 答	設置を検討している区域が促進区域に該当するかについては、管轄する市町村に確認をしてください。